

天羽養護老人ホーム入所者の民間施設移行に伴う受入団体の公募について、事業者から寄せられた質問を取りまとめましたので、制度の内容確認や申し込みを検討する際に参考としてください。

質問事項	回 答
①入所者50名の充足ですが、4市の今後の措置計画はどのようになりますでしょうか。	<p>入所に係る措置は、対象者の発生ごとの個別案件であるため、関係市の措置計画はありません。</p> <p>なお、措置人数は施設の運営に大きく影響することから、関係市へは適切な措置の要請を続けて行きますが、候補団体による他の自治体への積極的な営業を願います。</p>
②補助金は該当年度の組合予算に計上しますが、予算化されない場合は事業の遅れのほか、制度の内容や金額に変更が生じる場合があります。とありますが、どういうことが予想されますか。	<p>候補団体とは協定を締結し、組合の平成30年8月議会で平成32年度の予算確保の議決を得ることとしており、予算化は確約される見込みです。</p> <p>組合の予算は、関係市からの負担金で拠出されますので、甚大災害の発生や財政再建団体となった場合など、負担金の拠出に支障がある場合が想定されますが、極めて低い確率であると考えます。</p>
③事業費の担保に供しないとありますが、建設資金の一部を公的機関より借り入れ調達する事としたいのですが、当初資金計画に組み込むことは可能でしょうか。	<p>取得財産を担保に供してはならないとは、補助金の交付目的に反するという前置きがあり、養護老人ホームの運営のための建物取得に係る借入金への担保は、この制限に該当しませんし、管理者の承認も必要ありません。</p>
④君津4市及び千葉県を設置認可、補助計画の県との調整はどの程度進んでいますでしょうか	<p>県とは、平成30年度から3年間の想定する事業スケジュールの調整を行い、時期や県補助金への問題がなく、新たな施設整備の了解は得ていますが、設置認可などに対する協議はこれから必要となります。</p> <p>関係市とは、第7期及び第8期の高齢者福祉計画への記載を確認しています。</p>
⑤補助金の交付時期が入所者の移行完了後とありますが、「前金払制度」の導入を検討していただけないでしょうか。	<p>制度のある自治体もありますが、組合の予算の性質から関係市の負担金によりますので、前払いはしないこととしていますのでご理解ください。</p>

<p>⑥引越しに係る費用は、どちらの負担と考えるとよいのでしょうか。</p>	<p>募集の目的が現入所者の受け入れであることから、現状からの移動に係る経費は候補団体の負担となり、その時の責任も同様に候補団体となります。</p>
<p>⑦県補助金は改築の場合のみとなると思いますが、民間が天羽養護老人ホームの改築補助金申請をすることができますでしょうか。</p>	<p>県との事前調整で、今回の事業は公立から民間になりますが、場所の変わる天羽養護老人ホームの建て替えとして「改築」に該当し、県補助金の対象となることを確認しています。</p>
<p>⑧現在、入所している方の介護度の内訳を教えてください。</p>	<p>現在、42名の入所者のうち13名の方が要介護①から④の認定を受けています。 (内訳：①1名 ②6名 ③4名 ④2名)</p>
<p>前回質問回答の 「⑦県補助金は改築の場合のみとなると思いますが、民間が天羽養護老人ホームの改築補助金申請をすることができますでしょうか。」に対し、 「県との事前調整で、今回の事業は公立から民間になりますが、場所の変わる天羽養護老人ホームの建て替えとして「改築」に該当し、県補助金の対象となることを確認しています」との回答であったが、交付された補助額は、組合の補助対象経費から控除する必要がありますか。</p>	<p>整備後の財産は事業者の所有となるため事業者には組合補助金と同額以上の事業費負担をしていただきます。従って、建設に係る総事業費から県の補助金を控除し、控除後の額について6億円を上限に1/2以内の額、最大3億円を交付することとなります。</p> <p>例 建設費総額8億円の場合 県補助金1床300万円×50床＝1.5億円 8億円－1.5億円（県補助金）＝6.5億円 （うち補助対象事業費 6億円）</p> <p>6億円×1/2＝3億円（組合補助金） 6.5億円－3億円（組合補助金）＝ 3.5億円（事業者負担）</p>
<p>公募要項5②「団体の意向による複合施設等としての増員は可能です」ありますが、こちらの複合施設等については具体的にどのような施設を指すものなのでしょうか？老人福祉法に基づく施設のみに限らず、児童福祉法に基づく施設や障害者総合支援法のサービスを行う施設等なども含まれるとの解釈で宜しいのでしょうか。</p>	<p>複合施設の種別については養護老人ホームの設置に支障がない限り特段の指定はありません。</p> <p>養護老人ホーム以外の整備については千葉県へ事前相談をしてください。</p> <p>また、千葉県担当課、設置予定自治体担当課とも事前相談をお願いします。</p>